

途上国の開発プロジェクトにおけるセーフ ガード政策の運用と課題：住民移転政策を 事例として

辻, 昌美 / TSUJI, Masami

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

112

(発行年 / Year)

2017-03-24

(学位授与番号 / Degree Number)

32675甲第397号

(学位授与年月日 / Date of Granted)

2017-03-24

(学位名 / Degree Name)

博士(公共政策学)

(学位授与機関 / Degree Grantor)

法政大学 (Hosei University)

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00013929>

博士学位論文
論文内容の要旨および審査結果の要旨

氏名	辻 昌美
学位の種類	博士（公共政策学）
学位記番号	第 623 号
学位授与の日付	2017 年 3 月 24 日
学位授与の要件	本学学位規則第 5 条第 1 項(1)該当者(甲)
論文審査委員	主査 教授 高田 雅之 副査 教授 中山 幹康 副査 教授 藤倉 良

途上国の開発プロジェクトにおけるセーフガード政策の運用と課題
—住民移転政策を事例として—

博士学位申請者からの申請を受け、審査小委員会として行った審査の結果を以下のとおり報告する。

1. 本論文の主題

開発途上国に開発プロジェクトを供与する援助機関では、環境の改変、住民移転、先住民への影響など、プロジェクトが及ぼしうる負の影響を可能な限り回避し、回避が困難な場合には最小化するとともに対策を講じるため、セーフガード政策を策定し、それに基づいて環境影響評価（環境アセスメント）や住民移転計画などを作成実施することを義務付けている。しかし、そのような政策が必ずしも十分に実施されず、住民に対して悪影響が及ぶ場合もある。本研究では、アフリカ開発銀行（AfDB）、アジア開発銀行（ADB）、欧州復興開発銀行（EBRD）、米州開発銀行（IDB）の4つの地域開発銀行が実施したプロジェクトに対して、悪影響を受けた住民が銀行に対して異議申立を行った事例を分析し、そこから共通に存在する問題点を把握して、これを教訓として今後の対応策を提示した。

2. 本論文の要旨

第1章から第4章には、本研究の要旨、目的、先行研究のレビューがとりまとめられている。申請者の過去16年にわたるADBでの勤務経験を踏まえ、国際開発機関は自らが資金提供した援助プロジェクトによって地域社会や環境に悪影響を及ぼさないような配慮を実施しているが、それが必ずしも成功するとは限らないことが指摘され、本研究テーマの着想に至った経緯が示されている。同時に、社会環境の中でも特に影響が顕著な住民移転

に着目し、Scudder や Cernea など代表的な研究者の先行研究がレビューされている。

第 5 章では、対象とする 4 つの地域開発銀行の社会環境セーフガード政策のうち、最も問題が深刻化、長期化しやすい住民移転に着目し、被害を受けた住民からの異議申立を地域開発銀行が受け付けるアカウントビリティ・メカニズムの比較が行われた。

4 行の環境社会セーフガード政策は I D B が 1979 年に策定してから、A f D B が 2004 年に策定するまでに完備された。現行制度をみると、I D B は個別政策が独立した形態で存在しているのに対し、他の 3 行では環境と社会の両面をカバーする総合的なフレームワークが設けられている。4 行のセーフガード政策について個別要件には若干の相違点も見られるが、全体として目的やカバーされる範囲については概ね共通している。

住民移転政策についても 4 行の方針は概ね一致してはいるが、I D B のものは政策の位置付けや対象となる移転住民の分類方法などの点で、他の 3 行ほど詳細には記述されていない。I D B の政策が他の 3 行に先駆けて策定されたためと考えられる。規定の違いが目立つのは、各行が関与するプロジェクトの実施以前に行われた住民移転に対する対応方針である。A D B は同行が支援することを予定して行われる住民移転も含んでいる。E B R D は非自発的住民移転が既に起きていた場合には、遡及的対応を求める。一方、A f D B の政策は、同行が関与する前に実施された住民移転が考慮対象になっていると解釈するのは難しそうである。I D B では、同行が関わる以前に行われた住民移転についての明確な記述はない。

アカウントビリティ・メカニズムを最初に策定したのも 4 行の中では I D B であり、1994 年に設置している。翌 1995 年に A D B が、2004 年に A f D B と E B R D もこの制度を採用している。ここでは、複雑なアカウントビリティ・メカニズムの手続きが解説されている。

また、近年見直しを図った世界銀行と 2015 年末から活動を開始したアジアインフラ投資銀行 (A I I B) のセーフガード政策についても分析が行われた。

第 6 章は、環境社会配慮を実際に実施する側の政府の環境アセスメント制度の運用の現状と課題について、アジア地域 6 ヶ国 (インドネシア、韓国、カンボジア、タイ、ベトナム及びミャンマー) の事例が概観された。

第 7 章が本論文の中心部である。4 行に異議が申し立てられたプロジェクトのうち、住民移転が原因となっている 13 件について、コンプライアンス・レビューが精査され、その原因が分析された。これらの案件の多くに共通に現れていたのは以下である。計画段階のものでは、ベースラインデータの作成と住民協議や情報公開に関連するものが多い。プロジェクト実施段階で多かったのは、デザインが途中で変更されたことが原因となったもの、当該プロジェクトと一体となってあるいは離接 (隣接?) して行われた別のプロジェクトとの整合性が問題となったもの、そして、住民移転実施機関や外部モニタリング機関の能力不足が原因となったものであった。

第 8 章では、第 7 章で抽出された問題の原因となった共通要因が抽出され、その対処方

針について考察が行われた。それぞれについて具体的な対処方針が示されているが、特に重要と指摘されたのが、援助機関側の課題としてはプロジェクトデザインが変更された場合の対処方針の作成であり、被援助国側では、援助機関と被援助国の政策のギャップを被援助国が埋めるための努力である。

3. 本論文の特色と評価

開発途上国ではインフラ建設に向けて旺盛な資金需要があり、地域開発銀行に期待される役割は大きい。一方で、開発プロジェクトで悪影響を受ける住民がこれまでも多数発生している。本論文は、そのような悪影響を防止、最小化するための方策を探ることを目的とした研究の成果であり、時宜を得たものである。また、世界銀行は2016年にセーフガード政策の見直しを行い、A I I Bは2015年末から業務を開始した。両行の政策や事業は本研究の対象外であるが、申請者はこれらについても分析を行い、考察を深めている。申請者が2016年5月に国際影響評価学会世界大会で本論文の一部を発表した際、多数の質問や好意的コメントが寄せられており、本研究に対する関係者の関心の高さを伺うことができる。

本研究では専門家の4つの地域開発銀行のセーフガード政策と13件のコンプライアンス・レビューを対象としているが、対象案件を絞り込むために多数のプロジェクトレビューが精査された。ケースによって状況も異なる膨大で複雑な文書から、課題を抽出・整理し、適正化に向けた処方方を明らかにした研究成果は博士論文として高い価値がある。本研究成果は、今後の途上国開発における課題改善に向けた合理的検証や、制度の再検討・適正運用に向けた指針としての活用が期待される。

4. 研究成果の公表の状況

申請者は以下の通り、査読付き論文投稿及び学会発表の実績を有している。

1. Masami Tsuji and Ryo Fujikura (2016) Safeguard Implementation of by Regional Development Banks - On Involuntary Resettlement -, Proceedings - Final Reviewed Papers, 36th Annual Conference of the International Association for Impact Assessment, 11-14 May 2016, Aichi-Nagoya, Japan
2. 辻昌実、藤倉良 (2016) アジア開発銀行の住民移転政策実施上の課題－異議申立プロジェクトの事例分析、公共政策志林、第4号、117-134頁
3. 辻昌美 (2015) 環境アセスメントの制度と運用－東南アジアを中心に－、国際開発学会 第16回春季大会講演要旨集、57頁

5. 口頭試問等

口頭試問に先立ち審査小委員会が行った論文審査で指摘された改善点はすべて軽微なものであり、その全部に適切に対応がなされていた。2016年12月20日に実施された口頭試問における質疑応答のいずれにおいても申請者の対応は十分なものであったと言える。

なお、審査小委員会としては申請者の学位取得以降の課題として、戦略的環境アセスメントの有効性の検討、問題点の抽出及び分析におけるテキストマイニング手法の利用可能性、問題点相互の関係等の一層の分析、実用的な寄与に向けた成果の積極的発信などについて意見を述べた。

6. 審査結果

本小委員会では辻昌美氏の学位請求論文について、博士（公共政策学）の学位授与に値すると判断し、学位の授与を推薦する。

以上